

上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

人口減少、少子高齢化に直面する本市において、交流人口の拡大や地域活性化を図るうえで、観光消費額が大きい外国人観光客の取り込みが課題となっていることから、本市では、訪日観光客の伸びが著しい台湾を重点市場のひとつに位置付けており、これまでも台湾においてインバウンド対策を展開してきたところである。

そのような中、熊本地震により、県全体の観光イメージ低下及び風評被害等により、本市を訪れる国内外からの観光客が減少しており、比較的被害が少なかった本市においても大きな影響が生じている。

そこで、台湾向けのインバウンド対策として、現地の旅行会社への旅行商品造成の働きかけ及び各種メディア等を活用した情報発信等により、本市の認知度を向上させるとともに、台湾から本市への更なる誘客促進を図ることを目的に、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務

(2) 業務内容

別紙「上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日の翌日から平成29年3月24日（金）まで

(4) 見積限度額

4,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約額を示すものではなく、予算額の上限であり、見積額はこれを越えないこと。

3 業者選定の方法

公募型によるプロポーザル方式

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1) 九州内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。

(2) 上天草市工事等請負及び契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者でないこと。
- (6) 当該プロポーザル及びその他の委託契約について、不正又は不誠実な行為がないことを誓約できる者であること。

5 プロポーザル実施要領の配布

(1) 配布期間

平成28年9月16日（金）から平成28年9月30日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）

(2) 配布場所

市ホームページから直接資料をダウンロード又は以下の場所にて資料配布を行う。

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市経済振興部観光おもてなし課（以下「主管課」という。）

(3) 配布資料

ア 上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 仕様書

ウ 質問書（様式第1号）

エ 参加表明書（様式第2号）

オ 会社概要（様式第3号）

カ 企画提案書（様式第4号）

キ 業務実績調書（様式第5号）

6 質問受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式第1号）

(2) 提出期限

平成28年9月26日（月）の午後5時まで

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

質問は、質問書の提出により行うものとし、電話・来庁等口頭による質問は受け付けない。また、提出方法は、電子メールで提出することとする。

(E-mail アドレス : kankou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp)

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変換すること。

※ 件名は、「上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務（事業者名）」とすること。

(5) 回答方法

質問に対する回答は、参加表明をした全業者に電子メールで回答する。

7 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次の必要書類を作成し、期限までに提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書

(2) 添付書類

ア 会社概要

イ 登記事項証明書（写し可）

ウ 国税、都道府県民税及び市町村税に未納の無い証明書（写し可）

(3) 提出期限

平成28年9月30日（金）午後5時まで

(4) 提出場所

主管課

(5) 提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市外国人観光客（台湾）誘客促進業務（参加表明）」と朱書きのうえ、郵便書留により提出すること。

8 企画提案書等の提出

記7の参加表明書を提出した者は、企画提案書等を提出すること。

※ 用紙サイズは、原則A4版、長編綴じ印刷とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 業務に対する企画提案（任意様式）

① 仕様書に記載する記4業務内容について具体的に記載すること。

- ② その他、業務目的を向上させる独自の企画提案があれば記載すること。
ただし、見積限度額内で実施可能なものに限る。

ウ 業務の実施計画（任意様式）

業務スケジュールを具体的に記載すること。

エ 業務の実施体制（任意様式）

予定する責任者名及び担当者名を明記するとともに、実施体制、人員、役割分担間の連携について具体的に記載すること。

オ 業務実績調書

過去2年間の類似業務実績について記載すること。

カ 見積書（任意様式）

見積書に記載する内訳には、詳細な内容を記載すること。

(2) 提出期限

平成28年10月12日（水）午後5時まで

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務（企画提案）」と朱書きのうえ、郵便書留により提出すること。

(5) 提出部数

紙媒体で7部提出すること。

9 企画提案書の審査

審査は、別に定める「上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務委託者選考審査会（以下「審査会」という。）」において企画提案を総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を契約予定者として特定する。

(1) 審査（書類審査）

提出書類をもとに、総合的に評価し、契約予定者（受託者）を選定する。

(2) 審査項目及び審査基準

「上天草市外国人観光客（台湾）誘致促進業務委託公募型プロポーザル 実施要領」の別表のとおり

10 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後、全提案者に文書にて通知する。なお、審査結果の公表は行わないものとする。

11 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内容	日程
公告	平成28年9月16日（金）
質問書の提出期限	平成28年9月26日（月）
質問書の回答	平成28年9月28日（水）
参加表明書等の提出期限	平成28年9月30日（金）
企画提案書等の提出期限	平成28年10月12日（水）
審査	平成28年10月中旬 予定
結果通知	平成28年10月中旬 予定

12 企画提案書の無効（失格事項）

次の各号のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

- (1) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。
- (2) 公平な審査を阻害する行為があったとき。
- (3) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないとき。
- (4) 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。
- (5) 審査の結果、最低基準以上の点数を得られなかったとき。

13 契約締結

(1) 契約手続き

審査の結果、契約予定者となった者については、主管課と提案内容の詳細について協議のうえ、予定価格の範囲内で契約手続を行うこととする。なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要があるが、上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号）第29条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を減免することができる。

14 その他留意事項

- (1) 提出期間後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 一参加者に付き一提案とし、提出書類の返却はしない。
- (3) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。

- (4) 採用された企画等に係る著作権その他一切の権利は発注者が有することとする。
- (5) 提出された企画提案書を受理した後の提案者による加筆及び修正は認めない。
- (6) 企画提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

15 書類の提出先及び問合せ先

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市経済振興部観光おもてなし課（担当：入口、山川）

電話 0964-26-5512（直通）

FAX 0964-56-5107

E-mail kankou_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変換してください。

別表「審査項目及び評価基準」

審査項目		配点	評価基準
(提案内容に関する視点)			
提案内容全般について		20	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的を十分理解した提案がされているか。 ・全体を通して、上天草市への誘客促進が期待できる内容であるか。
台湾からの誘客を目的とした業務内容について		60	—
ア	旅行商品造成促進業務	(20)	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行商品造成に向けた、旅行会社等への働きかけ、その手法は効果的なものか。 ・造成する旅行商品を実施することにより効果的に誘客に繋がるのが期待されるか。
イ	旅行会社の招聘業務	(20)	招聘対象者を選定する考え方、対象者数、滞在行程は適切か。
ウ	メディア等を活用した情報発信業務	(10)	最適な媒体を活用した効果的・効率的なプロモーションとなっているか。(費用対効果)
エ	現地旅行会社セールスサポート業務	(10)	効果的なセールス活動の実施に向け、セールス先企業等を選定しているか。
(実施体制に関する視点)			
実施体制		10	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験と実績があり、本事業の完遂能力に問題はないか ・計画を適正かつ確実に実施できる人員体制とスケジュールであるか。
(基礎的事項)			
見積額の妥当性		10	見積額は提案された企画内容として適切であるか。
合 計		100	